重要事項説明書

記入年月日	2025年8月1日
記入者名	三野 真矢
所属・職名	SOMPOケア ラヴィーレ池田・ホーム長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ					
2日 7小	SOMPOケア株式会社					
法人番号	1260001015656					
主たる事務所の所在地	〒 140−0002					
主にる事務別の別任地	東京都品川区東品川四丁目12番8号					
	電話番号/FAX番号	03-6455-8560 / 03-5783-4170				
連絡先	メールアドレス					
	ホームページアドレス	https://www.sompocare.com/				
代表者 (職名/氏名)	代表取締役 / 鷲見 隆充					
設立年月日	1997年5月26日					
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表) 介護保険事業					

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) そんぽけあ らゔぃーれいけだ					
名 你	SOMPOケア ラヴィーレ池田					
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第	29条第1項に規定する届出				
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介	護を提供する場合)				
所在地	〒 563−0023					
別任地	大阪府池田市井口堂二丁目9番14号					
主な利用交通手段	阪急宝塚線「石橋阪大前」駅 徒歩約1	13分 (ホームより0.8km)				
	電話番号	072-760-0053				
	FAX番号	072-760-0054				
連絡先	メールアドレス	lv_ikeda_m@sompocare.com				
	ホームページアドレス https://www.sompocare.com/service/home					
管理者 (職名/氏名)	施設長	/ 三野 真矢				
有料老人ホーム事業開 始日/届出受理日・登 録日 (登録番号)	2001年6月1日					

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772500480	所管している自治体名	池田市		
特定施設入居者生活介	指定日	指定の更新日 (直近)			
護指定日・指定の更新 日(直近)	2001年6月1日	2020年6月1日			
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2772500480	所管している自治体名	池田市		
介護予防	指定日	指定の更新日 (直近)			
特定施設入居者生活介護 指定日・指定の更新日 (直近)	2006年4月1日	2020年6月1日			

3 建物概要

连彻似安									
	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自	動更新	あり		
土地	賃貸借契約の期間		2020年7	2020年7月1日				2070年6	6月末日
	面積	1,	570. 55 m²						
	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自	動更新			
	賃貸借契約の期間					~			
	延床面積	2,	012. 44	m ² (うち有	料老人ホー	社老人ホーム部分		2, 012. 44 m²)	
	竣工日		2021年2	2月26日		用途区分	用途区分 有料老人ホーム		人ホーム
建物	耐火構造	耐火建築	5物	物その他の					
	構造	鉄骨造		その他の	り場合:				
	階数	3	階	(地上	3	階、地階		階)	
	サ高住に登録し	ている場	易合、登	録基準へ	の適合	性			
	総戸数	45	戸	届出又は	は登録 (指	旨定)をし	た室数	45室	(45室)
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室 (シャワー 室)	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、 相部屋の定員数等)
	介護居室個室	0	0	×	×	0	13. 01 m²	10	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	13. 07 m²	4	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	13. 10 m²	2	1人部屋
居室の	介護居室個室	0	0	×	×	0	13. 13 m²	9	1人部屋
状況	介護居室個室	0	0	×	X	0	13. 22 m²	6	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	X	0	13. 41 m²	2	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	13. 76 m²	4	1人部屋
	介護居室個室	0	0	×	×	0	13. 96 m²	2	1人部屋
	介護居室個室	0	0	0	X	0	15. 38 m²	2	1人部屋
	介護居室個室	0	0	0	×	0	15. 66 m²	2	1人部屋
	介護居室個室	0	0	0	×	0	16. 00 m ²	2	1人部屋
	共用トイレ	1	4 か所			いが可能が	よトイレ	0	か所
	ス/ii 1・1 2	1	77 171	うち車権	寄子等の対	対応が可能	もなトイレ	4	か所
	共用浴室	個室	5	か所			か所	1	
	共用浴室における介護浴槽	機械浴	1	か所	その他	1	か所	その他:	中間浴
	食堂	1	か所	面積	137. 28		入居者や家		あり
u. m.+/->n.	機能訓練室	1	か所	面積	137. 28	m²	用できる調	理設備	<i>1</i> ,
共用施設	エレベーター	あり(ス	: トレッラ	チャー対応	芯)	1	か所		
	廊下	中廊下	1.835	m	片廊下		m		
	汚物処理室		3	か所					
	Fy 7	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
	緊急通報装置	通報先	事務所/職している。		通報先か	ら居室ま	での到着予定	時間	1~5分
	その他	食堂兼機 (1)、個室	能訓練室 E浴(3)、:	(1)、ファ エレベータ	ミリーダイ ター(1)、f	イニング(建康管理室	1)、トイレ(宮(1)、相談3	4)、機械 を(1)、理	俗(1)、中間浴 美容室(1)等
	消火器	あり	自動火災	報知設備	あり	火災通	報設備	あり	
消防用 設備等	スプリンクラー	あり	なしの場 (改善予						
	防火管理者	あり	消防計画	ij	あり	避難訓練	の年間回数	2	口
				_	_			_	-

4 サービスの内容

(全体の方針)

(主体の方針)		
運営に関する方針		入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを提供することを通じて、生活の質の向上を目指します。また、地域とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らしを支えます。
サービスの提供内容に関する特色		のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる、自由に自立した 生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興じた り、自然に身体を動かしたり、思い思いにお過ごしいただけま す。 お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実 践により、自立した生活の支援を致します。 テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増 やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用 者の自立支援、QOL向上を目指します。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	XHOK I H J
食事の提供	委託	SOMPOケアフーズ株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援 (供与)	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	協力医療機関
VENIAND 171 - 7-2771 DOM	提供方法	年2回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサー	ビス	※別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
虐待防止		1 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の定期的な実施 (2) 入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備 (3) 成年後見制度の利用支援 (4) 虐待防止に関する責任者として管理者を選定 (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る (6) 虐待の防止のための指針の整備 (7) その他虐待防止のために必要な措置 2 事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者 (入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報するものとする。
身体的拘束		1 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)は行わない。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者(入居者が意思表示をできない場合は身元保証人)または家族に説明、同意を得るものとする。 2 事業者は、前項の身体的拘束等の実施に当たっては、その様態および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、入居者、身元保証人もしくは家族の要求がある場合または監督機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。 3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(介護サービスの内容)

	サービスの内容)	
特定抗	を設サービス計画及び介護予	らびに介護サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画等の原案を作成する。 (3) サービス計画等の作成に当たっては、その原案の内容について入居者またはその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。 (4) サービス計画等を作成した際には、サービス計画等を入居者に交付する。 (5) サービス計画等を作成した後においても、他の職員との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画等の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画等の変更を行うものとする。 (6) 前第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号および第(5)号の規定は、前号に規定するサービス計画等の変更について準用する。
	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行うものとする。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行うものとする。
日常:	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行うものとする。
生活	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものと する。
上の##	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うものとする。
世話	移動・移乗介助	かり かりが必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介 助を行うものとする。
	服薬介助	かり か
機	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行うものとする。
能訓	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた 訓練を行うものとする。
練	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行うものとする。
その	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味·趣向に応じた創作活動等の場を 提供するものとする。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる ものとする。
施設の	の利用に当たっての留意事項	【施設利用にあたっての留意点】 入居者、身元保証人および入居者の家族は、居室等および共用施設等を別紙「居室等および共用施設等の利用細則」の定めに従い、利用するものとする。 【外泊】 入居者は、外出(短時間のものは除く。)または外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、本ホームへ帰着する予定日時などを本ホームに届け出なければならない。 【面会】 本ホームの職員は、入居者が来訪者(入居者以外の者であって入居者の生活支援以外の目的で来訪される者をいう、以下本条において同じ)と面会しようとするときに来訪者の身元確認をする場合がある。 【宿泊】 入居者は、入居者以外の者を入居者の居室または共用施設に宿泊させる場合、あらかじめ本ホームに届け出るものとし、宿泊日数が一週間を超える場合は、本ホームの承諾を得るものとする。本ホームにおける宿泊設備の利用料金は、別紙「宿泊設備の利用料金」に定める。 【衛生管理】 本ホームは、指定特定施設入居者生活介護等を提供する施設、設備および備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。本ホームにおいて感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。 【非常災害が発生した場合は、あらかじめ策定した消防計画に従い、入居者の避難等適切に対応する。本ホームは、非常災害に備えて地域の協力機関と連携を図るとともに、定期的に消防訓練(消火訓練・通報訓練・避難訓練)その他必要な訓練を行う。

(禁止または制限される行為)

- 入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の 各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 第6条(譲渡、転借等の禁止)の規定に反して、入居者以外の第三者に居室そ の他の本ホームの施設を使用させること。
- (2) 各種サービスの提供に際し、過剰なサービスを要求すること (特定施設入居者 生活介護等を利用する場合の介護サービス計画に含まれていないサービスの要求を 含む)
- (3) 他の入居者の許可なく他の入居者の居室に入室すること、その他の他の入居者 の生活や事業者による他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすこと。
- (4) 他の入居者または事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすことおよび危害を 及ぼすとの威勢を示すこと。
- (5) 本ホームの共同生活の秩序を乱し、他の入居者または事業者の職員に迷惑をか ける行為(各種ハラスメント行為を含む)、その他本ホームの健全な運営に支障を きたす行為。
- (6) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、火器、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・ 保管すること。
- (7) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。(8) 排水管、その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
- 大声、テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他により、大音量等で近 隣に迷惑を与えること。
- (10) 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること
- (11) 騒音、振動、居室内を著しく不衛生にする等により、近隣または他の入居者 に迷惑をかけること。
- (12)その他運営・管理規程に違反する行為。
- 2 入居者は、本ホームまたはその敷地内もしくはその周辺において、次の各号に掲 げる行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
- (2) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をすること。
- (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、事業者の信用を毀損し、また は事業者の業務を妨害する行為をすること。
- (4) 著しく粗野なもしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、本 ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行人、または事業者の職員に不安 を与えること。
- (5) 本ホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入させ、 または本ホームを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (6) その他前各号に準ずる行為をすること
- 3 入居者は、本ホームの利用にあたり、事業者の書面による承諾を得ることなく、 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。また、事業者は他の入居者からの苦情、その他の場合に、その承諾を取り消すことがある。 (1) 居室、共用施設、または敷地内に物品を置くこと(ただし、本ホームの運営に
- 支障がない限りの入居者個人の衣類や家具備品の居室内への持ち込みは除く)
- (2) 本ホーム内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活 動を行うこと。
- (3) 本ホームの増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模 様替え、敷地内において工作物を設置すること。
- (4) 動物 (第1項第(10)号に該当する場合は除く) を飼育すること。
- 入居者が入居者の家族その他の入居者の関係者を付添・介助・看護等の目的で 居室内に居住または宿泊させること。
- (6) 運営・管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を 行うこと
- 入居者は、入居者の家族その他の入居者の関係者が前第1項、第2項および第3 項にかかる行為を行った場合には、速やかに当該行為者による当該行為を中止させ なければならない。
- 5 入居者に前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を履行する能力がない場 合、身元保証人が入居者に代わり前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を 負う。
- 6 入居者は、本ホームの利用にあたり、次の各号に掲げる事項については、あらか じめ事業者と協議を行うこととし、事業者はこの場合の基本的な考え方を運営・管 理規程に定めることとする。
- 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法、各種費用 の支払いとその負担方法
- (2) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項
- 7 入居者が、第1項、第2項、第3項もしくは第4項の規定に違反し、または第6 項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保 証人以外の第三者に損害を与えた場合は、事業者または当該第三者に対して損害賠

その他運営に関する重要事項

短期利用特定施設入居者生活介護					
应期利用付足施設八店有主店介護 の提供	なし				
特定施設入居者生活介護の加算の 対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		なし		
	夜間看護体制加算	(II)	あり		
※1 「協力医療機関連携加算 (I)は、「相談・診療を 行う体制を常時確保し、緊	協力医療機関連携加算(※1)	(I)	あり		
急時に入院を受け入れる体 制を確保している場合」に	看取り介護加算	(I)	あり		
該当する場合を指し、「協力医療機関連携加算 (Ⅱ)」は「協力医療機関	認知症専門ケア加算		なし		
連携加算(I)」以外に該 当する場合を指す。	サービス提供体制強 化加算	(II)	あり		
	介護職員処遇改善加 算	(I)	あり		
	入居継続支援加算		なし		
	生活機能向上連携加 算		なし		
	若年性認知症入居者受	受入加算	あり		
※2 「地域密着型特定施設入居 者生活介護」の指定を受け	口腔衛生管理体制加算	筝 (※2)	なし		
有生活介護」の指足を受り ている場合。	口腔・栄養スクリーニ	ニング加算	あり		
	退院・退所時連携加算		あり		
	退居時情報連携加算		あり		
	ADL維持等加算		なし		
	科学的介護推進体制力	『算	あり		
	高齢者施設等感染対策 向上加算		なし		
	新興感染症等施設療養		なし		
	生産性向上推進体制加 算	(I)	あり		
人員配置が手厚い介護サービスの	なし	(介護・看護職	裁員の配置率)		
実施	. 6 0		: 1	以上	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医梅士松	救急車の手配、	入退院の付き添い					
医療支援	その他の場合:						
	名称	医療法人愛成会 めぐみクリニック(ホー	ムより8.2km)				
	住所	吹田市上山手町23番12号 吹田SKIビル1附	比 首				
	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他	内科、他				
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保	あり				
	協力ドす谷	診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	Kクリニック (ホームより4.5km)	_				
	住所	大阪府豊中市中桜塚5-7-9					
	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において	あり				
		診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	幸彩クリニック (ホームより4.7km)					
	住所	兵庫県伊丹市千僧3-143 エイダイビル30	1				
協力医療機関	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において	あり				
		診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	医療法人社団交鐘会 あおぞら在宅診療所 兵庫あまがさき (ホームより16.0km)					
	住所	兵庫県尼崎市東難波町5-2-17 昭和尼崎 b	ごル601				
	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において	あり				
		診療を行う体制を常時確保	あり				
	名称	万寿会 おおたクリニック (ホームより2	.7km)				
	住所	大阪府池田市満寿美町1-26					
	診療科目	内科、他					
	協力科目	内科、他					
	協力内容	入所者の病状の急変時等において 相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において	あり				
		診療を行う体制を常時確保	あり				
新興感染症発生時に	なし						
π興恩栄症発生時に 連携する医療機関	名称						
	住所						
	名称	いずみ歯科医院 (ホームより1.8km)					
協力歯科医療機関	住所	大阪府池田市呉服町9-21 ハイツタムラ1	F				
	協力内容	訪問診療	訪問診療				

(入居後に居室を住み替える場合) 【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		介護居室へ移る場合					
				その他の場合: (事業者からの申し出による移り住み)			
判断基準の内容		1室なすす者と2掲(1(2る(3)サ更い(4)5)結式手結3お回(1請いが希と定2用プの居3計の事でつるるおが事げ)。)一、て、)す」続す本よ復入人求が運望しす本等ラ計室事算居業心場要なびる者す力急 居等人入変るのきる状びを居居する人も、る本をン算に業す室舎がお身。は、医や 者等ら明居更た合上 に状るま者こ居る状居の山載「るいがとつはと、あ、元 は、医や 者等ら明者後だは、 り回もたおと者他況者と内に前とて選こいた。まる96 (の療む おの作ぞおのじょ) り回もたおとお者他児弟との人前とて運ごいた。3000000000000000000000000000000000000	入なたる変弱 前り機を よう半うよ居、変 居復りまびがおり等お片のないこめ営らておれます。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	の状況の変化により、入居時の居 「スの提供に支障をきたすことと 事情により、入居者の居室を変更 合には、居室を変更できるものと の月額費用が異なる場合は、入居 ・得た上で、月額費用を変更するこ 室を変更する場合は、次の各号に			
		回復をするもの	りとする。	い、入居者は変更前の居室の原状 な主治医の意見を聴く。			
手続の内容		る。 3 入等の内容 だれらに伴っず それら明をはいのでは、 大変には、 大変には、 、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 大変には、 、 大変には、 、 大変には、 大変には、 大変には、 、 大変には、 、 、 大変には、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	び身元保証人(その他の権利 費用負担の増減 う。 び身元保証人(室番号、月額! 料金プランが 事業者の計算	余いて、一定の観察期間を設け こ、変更後の居室および介護サー 」、専有面積および階数等の変更、 はの有無ならびにその内容につい の同意を得る。 費用等を記載した変更覚書を締結 に「前払い方式」または「併用方 はするところにより清算をし、退去 にいて改めて「入居契約書」を締			
追加的費用の有無		なし	追加費用				
居室利用権の取扱い		住み替え後の周	居室に移行				
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容				
	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増減			
	便所の変更	なし	変更の内容				
従前の居室との仕様の変更	浴室の変更		変更の内容				
	洗面所の変更	なし	変更の内容				
	台所の変更		変更の内容				
	その他の変更	なし	変更の内容				

(入居に関する要件)

(入居に関する要件) 入居対象となる者	要支援、要介護			
留意事項		定において、要え	支援または要介護と認定された満65歳以上の	
製約の解除の内容	者 (1 しい) では、大きな、・・ 長い) では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	を記していたが定敷 期業態の場を他自去的。借いり者被 者し忍養こまととい答。「経路にを解書と に というにかを敷 期業態の場合を他自去的。借いり者被 者 しる義こまととい答。 は いっぱん でったい でったい でったい でったい でったい でったい でったい でったい	こ該当したときは、入居者に対し、居室の明渡ができる。 記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不) に定める前払金または内金を事業者の定める 中川、に定める有額費用、その他これに準じる、中川、または、正当な理由なかったとき。 は重大な過失により滅失、毀損、汚損したといる。 は重大な過失により滅失、毀損、汚損したといる。 は本がおらず支払わなかったとき。は重大な過失によりが必要となり、かつ、できる。 はおいて医療行為が必要となり、からいたとき。はおり、復帰の目途がたたず本契約を継続する。 はおり、復帰の目途がたたず本契約を継続する。 はおり、復帰の目途がたたず本契約を継続する。 はおり、復帰の目途がたたず本契約を継続する。 はおり、復帰の目途がたたず本契約を継続する。 はおり、復帰の目途がたたず本契約を継続することは主治協力医療機関ののよることは主治協力を原則として、協力のとする。 はおり、ないとを表別をときる。 には第25条第1項、第3項、第4項の期間にをときる。 には第25条第1項、第3項、第4項の期間にをときるの規定にときる。 には第25条第1項、第3項、第4項の期間にを表別の規定にときる。 には第25条第1項、第3項、第4項の期間にを表別の規定による。 には第25条第1項、第3項、第4項の期間にを表別の規定による。 には第25条第1項、第4項の期間によび居者によりによる。 には第25条第1項、入居者に弁明の能力がな移居者を表別のとする。 には第25条第1のには、本契約を継続することがの各号のいずれかに該当したときは、のとけるものとする。 になりのとする。によりに反する事実が判明したとき、表別のを解除することができる。 になりに反する事実が判明したときは、の他には、ないできる。 になりになりなりにないできる。 になりなりにないできる。 になりなりにないできる。 になりなりにないできる。 になりなりにないできる。 になりなりにないできる。 になりにないできる。 にないできる。 にな	
事業主体から解約を求める場合	解約条項 解約予告期間	<u> </u>		
	少なくとも解除日の30日前			
体験入居	あり	内容	期間:6泊7日を限度とする。 費用:費用 1泊2日(3食、間食付)11,000円 (税込) その他費用(オムツ代・日用雑貨品等、実費)	
	45 人			
その他				
CV기반				

5 職員体制

(職種別の職員数)

(柳怪が) (柳泉 双)							
			職員数(実人数)		常勤換算人数		
			合計			兼務している職種名及び人数	
			常勤	非常勤			
管理者		1	1	0	1.0		
生活相	談員	1	1	0	1.0		
直接処	遇職員	21	19	2	19. 5		
	介護職員	17	17	0	16. 5	計画作成担当者1名	
	看護職員	4	2	2	3.0	機能訓練指導員1名	
機能訓	練指導員	1	1	0	0.1	看護職員1名	
計画作	成担当者	1	1	0	0.5	介護職員1名	
栄養士		不 = C	託(SOMPOケアフーズ株式会社)				
調理員		安託	(301	MP O 7)) 一个休氏云红)		
事務員		0	0	0	0		
その他職員		5	0	5	1.6	清掃職員	
1週間	のうち、常勤の従業	者が勤務	すべき時	間数		40 時間	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計	備考			
		常勤	非常勤	7/	
介護福祉士	13	13	0		
介護福祉士実務者研修修了者	2	2	0		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	1	1	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間(16時~翌10時)						
	平均人数		最少時人数(宿直者・伊	木憩者等を除く)		
看護職員	0	人	0	人		
介護職員	2	人	1	人		
生活相談員	0	人	0	人		
		人		人		

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者	契約上の職員配置比率			3:1以上	
に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本	実際の配置比率			1.8 : 1	
欄は省略)	(記入日時点での利用者数:常勤換算職員数)				
日本は、13つも11日至14年中村中にマナフ	<u></u> →\c +z	ホームの職員数			人
外部サービス利用型特定施設である 人ホームの介護サービス提供体制(訪問介護事業所の名称				
サービス利用型特定施設以外の場合は省略)	訪問看護事業所の名称				
(4)11 平位 /		通所介護事業所の名称		•	

(職員の状況)

179034											
		他の職務	客との兼 種	务			なし				
管理者		業務に係る 資格等		あり	資格等の名称		介護福祉士				
		看護職員	1	介護職員	1	生活相談	炎員	機能訓練	指導員	計画作成	担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度	前年度1年間の退職者数		0	4	0	0	0	0	0	0	0
じ業た務	1年未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
職員の事	1年以上 3年未満	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
人し 数た	3年以上 5年未満	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0
経験年数	5年以上 10年未満	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0
応 10年以上		0	2	5	0	1	0	0	0	1	0
備考	備考										
従業者	の健康診断の実施状	況		あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式					
		選択方式	選択方式				
利用料金の支払い方式		選択方式の		前払い方式	艾		
		※該当する 選択	万八を至し	月払い方式	艾		
年齢に応じた金額設定		あり					
要介護状態に応じた金額	頂設定	なし					
入院等による不在時にお	はける利田	なし					
料金(月払い)の取扱い		内容:	内容: 入院中も契約は継続しておりますので、その間の利用料発生します。				
利用料の請求及び支払力で	・利金のではというでは、一利のでは、一般では、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、は、一般では、一般で	の引落体とは関係がある。 関係 はの 関係 はの 用通 におい 利 にいる ままま がっぱい まま かい まま かい	、利用な理費) ・続、連数料し、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	の方法により支払う。 指定の金融機関の口座から毎月27日 営業日)に行い、利用者は、基本利用料 の翌月分及びその他の利用料の前月分 の支払いに間に合わない場合、利用者 こ事業者が指定する口座に振り込むもの 利用者の負担とする。 利用者が利用した各種サービス毎の利用 保険給付対象と対象外の区別等の明細を 求書を交付する。			
利用料金の改定		事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が発表する 消費者物価指数および人件費等を勘案					
	手続き	運営懇談:	会において	説明し、そ	その意見を聴いて行うものとする		

(代表的な利用料金のプラン)

(163	(代表的な利用料金のプラブ)							
					プラン1_Aタイプ月払い	プラン2_Bタイプ月払い		
7 足	老の出	- √□		要介護度	-	-		
入居者の状況 年齢		年齢	-	-				
	部屋			部屋タイプ	介護居室個室	介護居室個室		
				床面積	$13.01\mathrm{m}^2\sim 13.96\mathrm{m}^2$	15. $38 \mathrm{m}^2 \sim 16.00 \mathrm{m}^2$		
トイレ		トイレ	あり	あり				
居室	の状況	Z		洗面	あり	あり		
				浴室(シャワー室)	なし	あり		
				台所	なし	なし		
				収納	あり	あり		
7 E	吐占っ	s 八 亜	な費用					
八店	は出し	、少安	は貫用					
月額	費用の	合計			329, 174円	344, 174円		
	家賃	(非課	!税)		96,000円	111,000円		
		特定	施設入居	者生活介護※の費用	別添参照	別添参照		
	サ		食費(脱込)※30日の場合	79, 134円	79, 134円		
	ĺ	介	管理費	(税込)	106, 040円	106, 040円		
	ビス	護	共用部領	家賃相当額(非課税)	48,000円	48,000円		
	費用	保険	光熱水費 状況把握及び生活相談サービス費		管理費に含む	管理費に含む		
	用	外			-	-		
			利用者の個	別的選択によるサービス利用料	別途(別添2参照)	別途(別添2参照)		
	**							

備考 介護保険費用1割、2割又は3割の利用者負担(利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。)※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。

(利用料金の算定根拠等)

(利用料金の昇疋根拠寺)	
家賃	支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同業種の家 賃額も勘案して設定
	家賃の - か月分
敷金	解約時の対応
前払金	<入居日に満85歳以上の方の前払金>(標準前払金) 想定居住期間の家賃相当額および想定居住期間を超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する費用 〈入居日に満85歳未満の方の前払金> 標準前払金 + (日割額×入居日から満85歳の誕生日前日までの日数) ・「標準前払金」とは、入居日におけるご入居者の満年齢が満85歳以上の方に適用される前払金額です ・「日割額」とは、「標準前払金―想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額」を2,191日で除した金額です ※目安額は別紙参照 ※入居前払金の支払に関しては、所定の条件を満たした場合に限り、SOMPOひまわり生命保険株式会社の介護―時金等の保険金を前払金として充当することが可能です
食費	79,134円(税込) (1人あたり/30日の場合) 食費に含まれるサービス:献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス 全般等。3日前までに欠食の届出があった場合、食事ごとに食材費を返 金する。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場合に限 り、当日欠食分より食材費を返金します。 食材費:1,390円[朝食320円、昼食610円、夕食460円](税抜) 厨房管理費:1,020円(税抜) ※軽減税率の適用条件は契約書表題部参照
管理費	共用施設等の維持・管理費、事務管理部門の人件費および事務費
状況把握及び生活相談サービス費	-
光熱水費	共用部分、個人居室分とも管理費に含みます。
	【原状回復のための費用の算定方法】 ご入居者は、居室を明け渡すときに「入居契約書に定める原状回復 規程」に従い、改装及び設備に付加した部分を原状に復するものと し、その費用負担については事業者と協議の上決定するものとしま す。また、特約条項として、退去時の清掃に関しご入居者は「入居契 約書別表2」に従い清掃をするものとします。なお、この清掃を事業 者に定額費用17,600円(税込)で委託できるものとします。
介護保険外費用	_
利用者の個別的な選択によるサー ビス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	自立の方の費用:3,300円/日(税込)(1人あたり) 入居後に自立と認定され、継続して入居をし、ご入居者の選択により 要支援者と同等のサービスを受ける場合の費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	-
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

(刑仏並の文順) 不刑が	2世代人限して ない 初日 15日 日				
算定根拠		想定居住期間の家賃相当額および想定居住期間を 超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する 費用。			
想定居住期間(償却年)	月数)	6年(2, 191日)			
償却の開始日		入居日			
想定居住期間を超えて勢 領する額(初期償却額)	契約が継続する場合に備えて受	標準前払金の28%			
初期償却額		28%			
	入居後3月以内の契約終了	入居日から3か月以内に解約(死亡退去も含む)の申出がなされた場合は、設置者は、前払金から利用日数に応じた施設利用料(※)を差し引いた残額を身元保証人に返還いたします。なお、算出した施設利用料に千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。 返還金=標準前払金ー施設利用料(※) (※)施設利用料=(標準前払金ー想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却))÷2,191日×利用日数 ※入居日に満85歳未満の方は別紙参照			
返還金の算定方法	入居後3月を超えた契約終了	入居契約書第34条に定める各事由に基づき契約終了したとき、入居日から契約終了日までの日数(以下「入居日数」という)が6年(2,191日)未満の場合には、次の計算式によって算出した額を返還金として、身元保証人に返還します。なお、千円未満の端数がでた場合にはその端数は切り捨てます。 返還金=(標準前払金ー想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却))×(2,191日—入居日数)/2,191日 ※入居日に満85歳未満の方は別紙参照			
前払金の保全先	2 信託契約を行う信託会社等 の名称	みずほ信託銀行株式会社			

7 入居者の状況

(入居者の人数)

	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	0 人
	75歳以上85歳未満	10 人
	8 5 歳以上	31 人
	自立	0 人
	要支援1	5 人
	要支援 2	7 人
要介護度別	要介護 1	10 人
安川 喪及別	要介護 2	7 人
	要介護 3	3 人
	要介護 4	5 人
	要介護 5	4 人
	6か月未満	1 人
	6か月以上1年未満	6 人
入居期間別	1年以上5年未満	23 人
	5年以上10年未満	9 人
	10年以上	2 人
喀痰吸引の必	要な人/経管栄養の必要な人	人 / 人
入居者数		41 人

(入居者の属性)

性別	男性	8	女性		33 人	
男女比率	男性	19. 5	女性	80.5 %		
入居率	91. 1	% 平均年齢	89. 7	歳	平均介護度	1.89

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	2 人
	社会福祉施設	1人
退去先別の人数	医療機関	1人
	死亡者	6 人
	その他	2 人
		0 人
	施設側の申し出	(解約事由の例)
生前解約の状況		6 人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)
		自宅復帰、他施設への転居、医療機関への入院等

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称(設置者)		SOMPOケア株式会社 お客様相談窓口
電話番号 / FAX		0120-65-1192
対応している時間	平日	9:00~18:00
定休日		土日祝日、年末年始は定休日です。この際は事業所にご連絡ください。
窓口の名称 (事業所)		SOMPOケア ラヴィーレ池田(生活相談員)またはご要望カード
電話番号 / FAX		072-760-0053 / 072-760-0054
	平日	9:00~18:00
対応している時間	土曜	9:00~18:00
	日曜・祝日	9:00~18:00
定休日		-
窓口の名称(所在市町村(保障	倹者))	池田市 福祉部 介護保険課
電話番号 / FAX		072-754-6228 / 072-751-8505
対応している時間	平日	8:45~17:15
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合	合会)	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課
電話番号 / FAX		06-6949-5418 / -
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称(有料老人ホーム原	所管庁)	(池田市・箕面市・豊能町・能勢町) 広域福祉課
電話番号 / FAX		072-727-9661 / 072-727-9670
対応している時間	平日	8:45~17:15
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始
窓口の名称(虐待の場合)		池田市 福祉部 地域支援課
電話番号 / FAX		072-754-6288 / 072-751-8505
対応している時間	平日	8:45~17:15
定休日		土曜・日曜・祝日・年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	加入先	損害保険ジャパン株式会社
損害賠償責任保険の加入状況	加入内容	福祉事業者賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故対応マニュア	ルに基づき、速やかに対応
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

		あり) の場合	意見箱の設置		
利田老マンと「細木			実施日	随時		
利用者アンケート調査、 意見箱等利用者の意見等	あり					
を把握する取組の状況	把握する取組の状況		結果の開示	開示の方法		
		あり	ありの場合			
			実施日			
第三者による評価の実施 状況	なし		評価機関名称			
			結果の開示			
		和木切用小		開示の方法		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

その他								
		あ	りの場合					
			開催頻度	年		2 回		
運営懇談会	あり		構成員	入居者、劉	家族、	施設長、	職員、民	生委員等
			しの場合の代 措置の内容					
	あり	虐	待防止対策検討	委員会の定	Z期的	な開催		
高齢者虐待防止のための取組の	あり		針の整備					
状況	あり	定	期定期な研修の	実施				
	あり	担	当者の配置					
	あり	身	体的拘束等適正	化検討委員	会の	開催		
	あり	指	針の整備					
	あり	定	期的な研修の実	施				
身体的拘束の適正化等の取組の 状況	あり		急やむを得ない。 限する行為(身を 身体的拘束等を	体的拘束等 子行う場合	(F) をの態標	行うこと	引、入居者
			の状況並びに緊			・場合の理	里由の記録	8
	あり		染症に関する業		ij			
	あり	_	害に関する業務					
業務継続計画(BCP)の策定								
状況等		あり 定期的な研修の実施						
		あり 定期的な訓練の実施						
	あり		期的な業務継続	計画の見直				
提携ホームへの移行	なし	携	りの場合の提 ホーム名					
個人情報の保護	者の家はもしくい場合、流	医は 生もし	びその職員は、 に関する秘密およれの人居者の生命により許容され くは個人情報の と対象了後も、 人居者の急病、	び個人情報の ではないな場合ではいる場合では、 でいる場合では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	報にて	Oいてはる 危険があ 正当な理 引意がある	たの保護に る場合、注 理由がある る場合を除	努め、入居者 去令に基づく 場合または当 き、契約期間
緊急時等における対応方法	かに入り	呂老	入居者の急病、 その主治の医師 そ行うとともに必	(以下「主活	治医」	という)	也必要な場 または協	合は、すみや 力医療機関等
大阪府福祉のまちづくり条例に 定める基準の適合性	適合		適合の場合 内容					
箕面市有料老人ホーム設置運営 指導指針「規模及び構造設備」 に合致しない事項	なし							
合致しない事項がある場合 の内容								
「8. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	代替措置等の内容							
不適合事項がある場合の入 居者への説明								
上記項目以外で合致しない事項	なし							
合致しない事項の内容								
代替措置等の内容								
不適合事項がある場合の入 居者への説明	_							

添付書類: 別添1 (事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス)
別添2 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表)
別添3 (介護保険自己負担額 (自動計算))
別添4 (介護保険自己負担額)

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

(入居者)
住所
氏名

様

(入居者代理人)
住所

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

氏 名

様

(別添1)事業主体が大阪府で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称		所在地
(居宅サービス>				
訪問介護	あり	Ī	事業所-	一覧参照
訪問入浴介護	なし			
訪問看護	あり	<u>=</u>	事業所-	一覧参照
訪問リハビリテーション	なし			
居宅療養管理指導	なし			
通所介護	あり	<u> </u>	事業所-	一覧参照
通所リハビリテーション	なし			
短期入所生活介護	なし			
短期入所療養介護	なし			
特定施設入居者生活介護	あり	Ī	事業所-	一覧参照
福祉用具貸与	あり			一覧参照
特定福祉用具販売	あり	Ī	事業所-	一覧参照
[地域密着型サービス>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	Ē	事業所-	一覧参照
夜間対応型訪問介護	あり	Ī	事業所-	一覧参照
地域密着型通所介護	なし			
認知症対応型通所介護	なし			
小規模多機能型居宅介護	なし			
認知症対応型共同生活介護	あり	<u> </u>	事業所-	一覧参照
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし			
看護小規模多機能型居宅介護	なし			
岩宅介護支援	あり	<u>=</u>	事業所	一覧参照
(居宅介護予防サービス>				
介護予防訪問入浴介護	なし			
介護予防訪問看護	あり	Ē	事業所-	一覧参照
介護予防訪問リハビリテーション	なし			
介護予防居宅療養管理指導	なし			
介護予防通所リハビリテーション	なし			
介護予防短期入所生活介護	なし			
介護予防短期入所療養介護	なし			
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	Ī	事業所	一覧参照
介護予防福祉用具貸与	あり	<u> </u>	事業所-	一覧参照
特定介護予防福祉用具販売	あり	<u> </u>	事業所-	一覧参照
(地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	なし			
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし			
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	<u> </u>	事業所-	一覧参照
護予防支援	なし			
介護保険施設>				
介護老人福祉施設	なし			
介護老人保健施設	なし			
介護療養型医療施設	なし			
介護医療院	なし			

	事業所番号	
サービス	事業所名	所在地
(介護予防) 特定施設	2 7 7 1 0 0 0 3 8 3	〒555-0025
入居者生活介護	そんぽの家 姫島駅前	大阪府大阪市西淀川区姫里一丁目5番16号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
入居者生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 2 5 0 0 4 8 0	〒563-0023
入居者生活介護	SOMPOケア ラヴィーレ池田	大阪府池田市井口堂二丁目9番14号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 3 6 0 0 2 8 9	〒576-0036
入居者生活介護	そんぽの家 交野	大阪府交野市森北一丁目21番7号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 5 3 7	〒561-0884
入居者生活介護	SOMPOケア ラヴィーレ豊中	豊中市岡町北3丁目5番22号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 5 0 0 2 7 7 3	〒579-8003
入居者生活介護	そんぽの家 東大阪日下	大阪府東大阪市日下町五丁目4番31号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 1 8 5 9	〒561-0855
入居者生活介護	そんぽの家 豊中野田	大阪府豊中市野田町20番1号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 2 0 1 3 3 5	〒567-0861
入居者生活介護	そんぽの家 茨木東奈良	大阪府茨木市東奈良三丁目8-13
(介護予防) 特定施設	2 7 7 1 9 0 0 6 2 4	〒574-0064
入居者生活介護	そんぽの家 住道	大阪府大東市御領一丁目7番22号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 0 0 2 0 1 4	〒561-0835
入居者生活介護	そんぽの家 豊中庄本町	大阪府豊中市庄本町三丁目9番20号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 5 8 0 1 2 0 8	〒547-0012
入居者生活介護	そんぽの家 平野長吉	大阪府大阪市平野区長吉六反一丁目11番31号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 3 0 1 2 6 1	〒572-0853
入居者生活介護	そんぽの家 星田	大阪府寝屋川市大谷町9番3号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 2 2 0 1 4 0 2	〒544-0013
入居者生活介護	そんぽの家 生野巽中	大阪府大阪市生野区巽中四丁目6番25号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 2 0 0 1 2 6 5	〒558-0032
3 D + 1 V A A 3#		大阪府大阪市住吉区遠里小野三丁目10番3号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 3 0 1 3 5 2	〒572-0029
入居者生活介護	そんぽの家 寝屋川寿町	大阪府寝屋川市寿町53番8号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 1 6 0 2 0 4 8	〒565-0821
入居者生活介護	そんぽの家 万博公園	大阪府吹田市山田東三丁目28番11号

サービス	事業所番号 事業所名	所在地
(介護予防) 特定施設	2 7 7 1 4 0 0 8 1 5	〒562-0005
入居者生活介護	そんぽの家 箕面	大阪府箕面市新稲五丁目16番50号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 5 9 0 0 9 7 6	〒559-0012
入居者生活介護	そんぽの家 北加賀屋	大阪府大阪市住之江区東加賀屋一丁目10番6号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 5 0 0 4 4 2 3	〒577-0002
入居者生活介護	そんぽの家 鶴見徳庵	大阪府東大阪市稲田上町二丁目2番53号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 9 2 0 0 6 8 8	〒538-0051
入居者生活介護	そんぽの家 鶴見緑地	大阪府大阪市鶴見区諸口五丁目浜6番10号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 1 0 7 0 1 5	〒592-8334
入居者生活介護	そんぽの家 堺浜寺	大阪府堺市西区浜寺石津町中四丁1-15
(介護予防) 特定施設	2 7 7 5 0 0 4 7 3 8	〒579-8015
入居者生活介護	そんぽの家 新石切	大阪府東大阪市北石切町6番25号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 1 0 7 5 6 9	〒590-0105
入居者生活介護	そんぽの家 泉北	大阪府堺市南区竹城台三丁22番4号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 3 3 0 1 8 2 1	〒557-0052
入居者生活介護	そんぽの家 岸里	大阪府大阪市西成区潮路一丁目5番28号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 4 0 0 7 0 9	〒552-0011
入居者生活介護	そんぽの家 弁天町	大阪府大阪市港区南市岡二丁目5番9号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 3 3 0 1 9 7 9	〒557-0015
入居者生活介護	そんぽの家 天下茶屋駅前	大阪府大阪市西成区花園南二丁目5番1号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 1 0 8 3 4 4	〒599-8124
入居者生活介護	そんぽの家 狭山	大阪府堺市東区南野田548番地の1
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 3 0 0 7 7 2	〒556-0023
入居者生活介護	そんぽの家 なんば	大阪府大阪市浪速区稲荷一丁目12番7号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 9 1 0 1 7 8 7	〒532-0031
入居者生活介護	そんぽの家 加島駅前	大阪府大阪市淀川区加島三丁目中2番19号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 3 2 0 1 5 4 2	〒570-0045
入居者生活介護	そんぽの家 守口南	大阪府守口市南寺方中通一丁目7番27号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 4 2 0 2 2 5 9	〒567-0854
入居者生活介護	そんぽの家 茨木島	大阪府茨木市島四丁目8番8号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 7 1 7 0 1 1 1 0 5	₹543-0024
入居者生活介護	そんぽの家 真田山	大阪府大阪市天王寺区舟橋町3番4号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 2 3 0 1 5 9 0	〒545-0014
入居者生活介護	そんぽの家 西田辺駅前	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町一丁目1番21号
(介護予防) 特定施設	2 ; 7 ; 7 ; 5 ; 2 ; 0 ; 1 ; 5 ; 4 ; 0	〒534-0002
入居者生活介護	そんぽの家 城北	大阪府大阪市都島区大東町三丁目5番19号

サービス	事業所番号 事業所名	所在地
(<u> </u>	2:7:7:2:2:0:3:8:9:5	〒544-0023
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	そんぽの家 生野林寺	大阪府大阪市生野区林寺三丁目1番15号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 2 4 0 8 6 1 9	〒573-0065
入居者生活介護	そんぽの家 枚方西	大阪府枚方市出口一丁目5番50号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 3 6 0 1 4 1 0	〒576-0052
入居者生活介護	そんぽの家 交野駅前	大阪府交野市私部二丁目5番2号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 8 0 5 4 6 9	〒546-0041
入居者生活介護	そんぽの家 天王寺	大阪府大阪市天王寺区桑津一丁目7番30号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 2 0 0 5 0 2 7	〒558-0013
入居者生活介護	そんぽの家 我孫子東	大阪府大阪市住吉区我孫子東1-9-13
(介護予防) 特定施設	2 7 7 0 4 0 1 9 5 4	〒552-0012
入居者生活介護	SOMPOケア ラヴィーレ弁天町	大阪府大阪市港区市岡一丁目2番24号
(介護予防) 特定施設	2 7 7 1 8 0 2 2 5 9	〒550-0015
入居者生活介護	SOMPOケア ラヴィーレ南堀江	大阪府大阪市西区南堀江四丁目30番4号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 0 5 7	〒561-0844
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中利倉	大阪府豊中市利倉西二丁目1番1号
(介護予防) 認知症	2 7 7 4 0 0 1 1 3 1	〒561-0804
対応型共同生活介護	そんぽの家 豊中南曽根	大阪府豊中市曽根南町二丁目12番25号
(介護予防) 認知症	2 7 9 2 6 0 0 2 0 3	₹571-0002
対応型共同生活介護	そんぽの家GH門真	大阪府門真市岸和田二丁目16番10号
居宅介護支援	2 7 7 4 0 0 6 4 4 5	₹561-0828
/山 山川 咬入 攻	SOMPOケア 豊中 居宅介護支援	大阪府豊中市三和町一丁目2番23号
居宅介護支援	2 7 7 1 4 0 1 1 4 4	₹562-0001
/口* 山川 咬 木 1次	SOMPOケア 箕面唐池公園 居宅介護支援	大阪府箕面市箕面四丁目8番43号
居宅介護支援	2 7 7 3 0 0 2 1 9 7	〒533-0032
心 口 叹人饭	SOMPOケア 淡路駅前 居宅介護支援	大阪府大阪市東淀川区淡路三丁目20番26号
居宅介護支援	2 7 7 2 4 0 4 7 4 1	〒573-0065
石 5万 区入区	SOMPOケア 枚方公園 居宅介護支援	大阪府枚方市出口一丁目5番25号
居宅介護支援	2 7 7 0 9 0 3 5 2 0	₹569-0041
10 日/1 収入収	SOMPOケア 高槻南 居宅介護支援	大阪府高槻市北大樋町55番20号
居宅介護支援	2 7 7 2 0 0 3 5 1 9	₹558-0001
	SOMPOケア 長居 居宅介護支援	大阪府大阪市住吉区大領五丁目1番5号
居宅介護支援	2 7 7 4 4 4 0 2 8 1 8	₹536-0012
/LI L/1 IX A IX	SOMPOケア 城東天王田 居宅介護支援	大阪府大阪市城東区天王田17番19号
居宅介護支援	2 ; 7 ; 7 ; 3 ; 3 ; 0 ; 5 ; 3 ; 4 ; 3	₹557-0015
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	SOMPOケア 天下茶屋 居宅介護支援	大阪府大阪市西成区花園南二丁目5番10号

サービス	事業所番号	所在地
	事業所名	****
居宅介護支援	2 7 7 6 0 0 2 2 8 5	〒590-0022
	SOMPOケア 三国ヶ丘 居宅介護支援	大阪府堺市堺区中三国ケ丘町七丁1番9
居宅介護支援	2 7 7 1 6 0 6 6 4 3	〒564-0082
7.1 171 187 18	SOMPOケア 吹田 居宅介護支援	大阪府吹田市片山町1丁目 3 – 1 メロード吹田二番館 7階 701号室
居宅介護支援	2 7 7 4 2 0 5 0 0 5	〒567-0829 土版 萨莱士 主观蔡昭 9 采 9 7 号 IDADAKI CITI LIEE
石气开设入设	SOMPOケア 茨木 居宅介護支援	大阪府茨木市双葉町2番27号 IBARAKI CITI LIFE BLDG 3階
居宅介護支援	2 7 7 2 6 0 3 6 9 8	〒571-0013
冶七斤碳叉饭	SOMPOケア 門真 居宅介護支援	大阪府門真市千石東町 2番46号 ウインズビル3階 I 号室
尼字公共士运	2 7 7 1 1 0 5 7 0 3	〒596-0003
居宅介護支援	SOMPOケア ラヴィーレ岸和田 居宅介護支援	大阪府岸和田市中井町二丁目12番4号
居宅介護支援	2 7 7 3 6 0 1 6 2 6	〒576-0041
店七月護又拔	SOMPOケア 交野 居宅介護支援	大阪府交野市私部西1丁目10-1長砂パールビル2階201号室
訪問介護	2 7 7 1 4 0 1 2 0 1	〒562-0001
訪問介護相当サービス 訪問型サービスA	SOMPOケア 箕面唐池公園 訪問介護	大阪府箕面市箕面四丁目8番43号
訪問介護	2 7 7 2 4 0 4 7 0 9	〒573-0065
予防訪問事業	SOMPOケア 枚方公園 訪問介護	大阪府枚方市出口一丁目5番25号
訪問介護	2 7 7 0 9 0 3 5 1 2	〒569-0041
介護予防訪問サービス	SOMPOケア 高槻南 訪問介護	大阪府高槻市北大樋町55番20号
訪問介護	2 7 7 6 0 0 2 2 9 3	〒590-0022
介護予防訪問サービス	SOMPOケア 三国ヶ丘 訪問介護	大阪府堺市堺区中三国ケ丘町七丁1番9
訪問介護	2 7 7 2 3 0 3 4 2 2	〒545-0014
介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	SOMPOケア 阿倍野 訪問介護	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室
訪問介護	2 7 7 4 4 0 3 8 9 9	〒536-0013
介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	SOMPOケア 城東 訪問介護	大阪府大阪市城東区鴫野東三丁目2番1号
訪問介護	2 7 7 3 0 0 5 2 4 0	〒533-0032
介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	SOMPOケア 淡路駅前 訪問介護	大阪府大阪市東淀川区淡路三丁目20番26号
訪問介護	2 7 7 1 6 0 6 6 5 0	〒564-0082
訪問型サービス(訪問介護 相当)	SOMPOケア 吹田 訪問介護	大阪府吹田市片山町1丁目 $3-1$ メロード吹田二番館 7 階 $701号室$
訪問介護	2 7 7 4 2 0 4 9 7 4	〒567-0829
訪問介護相当サービス	SOMPOケア 茨木 訪問介護	大阪府茨木市双葉町2番27号 IBARAKI CITI LIFE BLDG 3階
訪問介護	2 7 7 4 0 0 8 7 5 5	〒561-0884
訪問介護相当サービス	SOMPOケア 豊中 訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号
訪問介護	2 7 7 5 0 1 4 2 2 4	〒577-0056
訪問型介護予防サービス 訪問型生活援助サービス	SOMPOケア 布施 訪問介護	大阪府東大阪市長堂三丁目20番11号
訪問介護	2 7 7 3 6 0 1 4 0 2	〒576-0041
介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	SOMPOケア 交野 訪問介護	大阪府交野市私部西1丁目10-1長砂パールビル2階201号室

サービス	事業所番号	所在地
	事業所名 2:7:7:2:6:0:3:7:3:0	〒571-0013
訪問介護 訪問介護相当サービス	SOMPOケア 門真 訪問介護	大阪府門真市千石東町 2番46号 ウインズビル3階 I 号室
訪問介護	2 7 7 0 3 0 5 6 3 5	〒572-0828
訪問型サービス(現行相 当)	SOMPOケア 萱島 訪問介護	大阪府寝屋川市萱島桜園町21番8号
訪問介護	2 7 7 1 1 0 5 6 9 5	〒596-0003
訪問型サービスA	SOMPOケア ラヴィーレ岸和田 訪問介護	大阪府岸和田市中井町二丁目12番4号
通所介護	2 7 7 0 8 0 5 4 5 1	〒546-0041
介護予防型通所サービス 短時間型通所サービス	SOMPOケア 天王寺 デイサービスゆり	大阪府大阪市天王寺区桑津一丁目7番30号
通所介護・	2 7 7 2 6 0 3 7 0 6	〒571-0002
通所介護相当サービス	SOMPOケア 門真ゆり デイサービス	大阪府門真市岸和田二丁目21番31号
通所介護・	2 7 7 2 6 0 3 7 1 4	〒571-0002
通所介護相当サービス	SOMPOケア 門真光の森 デイサービス	大阪府門真市岸和田二丁目16番10号
通所介護	2 7 7 1 1 0 5 7 1 1	〒596-0003
通所介護相当サービス 通所型サービスA	SOMPOケア ハッピーデイズ岸和田	大阪府岸和田市中井町二丁目12番4号
the world by the William	2 7 9 2 3 0 0 1 6 8	〒545-0014
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	SOMPOケア 阿倍野 定期巡回	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室
定期巡回・随時対応型	2 7 9 4 4 0 0 2 6 3	〒536-0013
訪問介護看護	SOMPOケア 城東 定期巡回	大阪府大阪市城東区鴫野東三丁目2番1号
定期巡回・随時対応型	2 7 9 3 0 0 0 4 7 8	〒533-0032
訪問介護看護	SOMPOケア 淡路駅前 定期巡回	大阪府大阪市東淀川区淡路三丁目20番26号
定期巡回・随時対応型	2 7 9 1 6 0 0 4 1 0	₹564-0082
訪問介護看護	SOMPOケア 吹田 定期巡回	大阪府吹田市片山町1丁目3-1 メロード吹田二番館 7階 701号室
定期巡回・随時対応型	2 7 9 4 2 0 0 5 9 8	〒 567-0829
訪問介護看護	SOMPOケア 茨木 定期巡回	大阪府茨木市双葉町2番27号 IBARAKI CITI LIFE BLDG 3階
定期巡回・随時対応型	2 7 9 4 0 0 0 8 4 0	〒561-0884
訪問介護看護	SOMPOケア 豊中 定期巡回	豊中市岡町北3丁目5番22号
定期巡回・随時対応型	2 7 9 2 6 0 0 1 9 5	〒571-0013
訪問介護看護	SOMPOケア 門真 定期巡回	大阪府門真市千石東町 2番46号 ウインズビル3階 I 号室
定期巡回・随時対応型	2 7 9 6 0 0 0 4 1 8	〒590-0022
訪問介護看護	SOMPOケア 三国ヶ丘 定期巡回	大阪府堺市堺区中三国ケ丘町七丁1番9
	2 7 9 2 3 0 0 1 5 0	〒545-0014
夜間対応型訪問介護	SOMPOケア 阿倍野 夜間訪問介護	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室
夜間対応型訪問介護	2 7 9 4 4 0 0 5 5 5	536-0013
(区间内)心至初间升 读	SOMPOケア 城東 夜間訪問介護	大阪府大阪市城東区鴫野東三丁目2番1号

サービス	事業所番号	所在地
リーレス	事業所名	別往地
	2 7 9 4 2 0 0 5 8 0	〒567-0829
夜間対応型訪問介護	SOMPOケア 茨木 夜間訪問介護	大阪府茨木市双葉町2番27号 IBARAKI CITI LIFE BLDG 3階
	2 7 9 4 0 0 0 8 5 7	〒561-0884
夜間対応型訪問介護	SOMPOケア 豊中 夜間訪問介護	豊中市岡町北3丁目5番22号
	2 7 6 2 3 9 0 4 2 1	〒545-0014
訪問看護	SOMPOケア 阿倍野 訪問看護	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町二丁目8番6号 TASTEビル2階A号室
訪問看護	2 7 6 3 0 9 0 5 6 6	〒533-0032
	SOMPOケア 淡路駅前 訪問看護	大阪府大阪市東淀川区淡路三丁目20番26号
	2 7 6 4 2 9 0 6 7 8	〒567-0829
訪問看護	SOMPOケア 茨木 訪問看護	大阪府茨木市双葉町2番27号 IBARAKI CITI LIFE BLDG 3階
21.00 T 2#	2 7 6 4 4 9 0 3 6 9	〒536-0021
訪問看護	SOMPOケア 城東 訪問看護	大阪府大阪市城東区諏訪2丁目5-25
(介護予防) 福祉用具貸	2 7 7 4 1 0 3 3 6 6	〒530-6005
与・特定(介護予防)福祉 用具販売	SOMPOケア 関西 福祉用具	大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー5F
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2 7 9 2 4 0 0 9 3 5	〒573-0065
	SOMPOケア 枚方公園 定期巡回	大阪府枚方市出口一丁目5番25号

介護サービス等の一覧表①

2024/10/1現在

要介護認定区分	É	立	要支	援1	要支	要支援 2		
サービスの分類	自立介護費、前払金 及び月額利用料に 含むサービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス		
<介護サービス>								
〇巡回								
昼間 9:00 ~18:00	-	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
〇食事介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
〇排泄	DOBNE PO CARA		DVIBILIDIO CALT		DOBNERS CALL			
排泄介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
おむつ交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
おむつ代	1人忠に心して※4	実費/持込	1人思に心して※4	実費/持込	1人忠に心して※4	_ 実費/持込		
		天貝/ 打心		天貝/ 村心	週2回	天貝/ 行心		
〇入浴	浴室使用週2回		週2回					
一般浴介助	状態に応じて※4	希望による週3回目からの	週2回	希望による週3回目からの	週2回	希望による週3回目からの		
清拭	状態に応じて※4	援助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	援助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	援助実施は別料金※1		
特浴介助	-		-		-			
○身辺介助								
体位交換	-	-	-	-	-	-		
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_		
行動障害対応※2	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
〇機能訓練	- Visiting CX4	別料金※1	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
	_	別付並※Ⅰ	1人窓に///して/24	_	1人窓に心して※4	_		
○通院の介助			/43£		1434			
協力医療機関	-	別料金※1	付添	- Fulls A Says	付添	- Fullshi A M.		
協力医療機関以外	-		-	別料金※1	-	別料金※1		
○緊急時対応								
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-		
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-		
<生活サービス>								
○家事								
清掃(居室)	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1		
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1		
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1		
洗濯(業者依頼分)	_	実費	_	実費	-	実費		
○理美容	_	実費	_	実費	_	実費		
〇代行		~~		7,7		~~		
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1		
役所手続き	JA.C.1	別料金※1	JR.C.I	別料金※1	JA.C.I	別料金※1		
〇日用雑貨費用	_		_		_			
183.18	_	実費	_	実費	_	実費		
<健康管理サービス>	左2回機へナサル	中弗各和	左2同機合き担果	中弗各和	左2同機会を担保	中弗各和		
〇健康診断 〇健康出記	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担		
○健康相談 ○ 4 3 4 5 8	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-		
〇生活指導	適宜対応	-	適宜対応		適宜対応			
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担		
○服薬	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3		
<入退院時、入院中のサービス>								
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担		
○移送サービス	-	実費	協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応 として行います。		協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送サー ビスは、上記の緊急時対応 として行います。			
○入院中の生活援助	_	別料金※1	-	別料金※1	-	메খ수※1		
	_	列科金 ※1	-	別科金※ Ⅰ	-	別料金※1		
<その他のサービス>								
アクティビティ、その他サービス								
ホームが一律に提供する場合	-	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費		
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	実費	_	※ 5	-	※ 5		

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時 及び18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の 1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- (3) ①実費(参加費、交通費、材料費等)、②付添援助((3)1に定める別料金)等、事前に参加費のご案内をいたします。

^{【15}分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円(すべて税込の金額)。

介護サービス等の一覧表②

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	護1	要介	要介	要介護3		
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
〇巡回							
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
○食事介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
〇排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
おむつ交換	状態に応じて※4	=	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_	
おむつ代	-	実費/持込	-	実費/持込	-	実費/持込	
〇入浴	週2回		週2回		週2回		
一般浴介助	週2回	メガにトスアスロロムこの	週2回	X #1 = L = X = 0 = = = 1 + 2 = 0	週2回	メガルトスとのロカシの	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	未入浴時 状態に応じて※4	希望による週3回目からの 援助実施は別料金※1	
特浴介助	-		-		状態に応じて※4		
○身辺介助					JUDIEPO CALT		
体位交換	-	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_	
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_	
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_	
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-	
〇機能訓練	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_	
○通院の介助	problem o cara		DOBNE POO CACA		DV/EXIC/D/O C/ACT		
協力医療機関	付添	-	付添	-	付添	-	
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	
○緊急時対応		7)1-1327(1		77 77-1 32 74 1		7) 1/- 1 302 747 1	
ナースコール	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_	
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
<生活サービス>	20年7月70		ZEANO		及品がかり		
○家事							
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯(業者依頼分)	-	実費	-	実費	- ZIDX08/XM	実費	
〇理美容	_	実費	_	実費	_	実費	
〇代行		A.R		- AR		A.R	
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1	-	別料金※1	
〇日用雑貨費用	_	実費	_	実費	_	実費	
<健康管理サービス>		A.R		- AR		A.R	
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-	適宜対応	-	
〇生活指導	適宜対応	_	適宜対応	_	適宜対応	_	
○医師の往診	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担	-	医療費自己負担	
〇服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
<入退院時、入院中のサービス>							
○医療費	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担	
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送サー ピスは、上記の緊急時対応	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送サー ビスは、上記の緊急時対応		協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応	協力医療機関以外は 実費	
	として行います。		として行います。		として行います。		
○入院中の生活援助<その他のサービス>	_	別料金※1	_	別料金※1	_	別料金※1	
アクティビティ、その他サービス							
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合	-	※ 5	-	※ 5	-	※ 5	

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の 1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- $_{\%5}$ ①実費 (参加費、交通費、材料費等)、②付添援助 (% 1 に定める別料金) 等、事前に参加費のご案内をいたします。

^{【15}分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円(すべて税込の金額)。

介護サービス等の一覧表③

2024/10/1現在

要介護認定区分	要介	·護 4	要介	要介護 5		
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス		
<介護サービス>						
〇巡回						
昼間 9:00 ~18:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
夜間 18:00~9:00	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○食事介助	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	-		
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
おむつ交換	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_		
おむつ代	_	実費/持込	_	実費/持込		
〇入浴	週2回		週2回			
一般浴介助	週2回		週2回			
	未入浴時	希望による週3回目からの	未入浴時	希望による週3回目からの		
清拭	状態に応じて※4	援助実施は別料金※1	状態に応じて※4	援助実施は別料金※1		
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4			
〇身辺介助	1人窓に/心して本4		1人窓に心して本年			
体位交換	状態に応じて※4	_	状態に応じて※4	_		
居室からの移動	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	_		
		-				
衣類の着脱	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
身だしなみ介助	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
行動障害対応※2	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
〇機能訓練	状態に応じて※4	-	状態に応じて※4	-		
○通院の介助			71.00			
協力医療機関	付添	-	付添	-		
協力医療機関以外	-	別料金※1	-	別料金※1		
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	-	適宜対応	-		
緊急搬送	適宜対応	-	適宜対応	-		
<生活サービス>						
○家事						
清掃(居室)	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1		
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1		
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1		
洗濯(業者依頼分)	_	実費	-	実費		
○理美容	-	実費	-	実費		
〇代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1		
役所手続き	-	別料金※1	-	別料金※1		
〇日用雑貨費用	-	実費	-	実費		
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担		
○健康相談	適宜対応	-	適宜対応	-		
〇生活指導	適宜対応	_	適宜対応	-		
○医師の往診	-	医療費自己負担	-	医療費自己負担		
O服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3		
<入退院時、入院中のサービス>	アルバニがひてかず	本いってかり	MINICIPO CALT	本の日本かり		
○医療費	_	医療費自己負担	_	医療費自己負担		
シロボス						
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送サー ビスは、上記の緊急時対応 として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊 急時の病院等への移送サー ビスは、上記の緊急時対応 として行います。			
○入院中の生活援助	-	別料金※1	-	別料金※1		
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費		
入居者の希望またはホームが参加者 を募集して提供する場合		※ 5	-	※ 5		

^{※1} ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯(日中:8~18時、夜朝:6~8時及び18~22時、深夜:22~6時)により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。【15分の場合】日中:1.540円 夜朝:1.925円 滚荷:2.310円、【30分の場合】日中:2.475円 夜朝:3.093円 深夜:3.712円、【以降30分】日中:2.475円 夜朝:

- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】

薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「(介護予防)特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の 1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。

- ※4 ケアプラン(特定施設入居者生活介護計画書)の内容に基づき、サービスを実施します。
- $_{\%5}$ ①実費 (参加費、交通費、材料費等)、②付添援助 (% 1 に定める別料金) 等、事前に参加費のご案内をいたします。

^{【15}分の場合】 日中:1,540円 夜朝:1,925円 深夜:2,310円、【30分の場合】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円、【以降30分】 日中:2,475円 夜朝:3,093円 深夜:3,712円(すべて税込の金額)。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価 選択→ 4級地 10.54円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用			1日あた	り (円)	30日あた	り (円)	備考
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	DID 3	
要支援1	183	1, 928					
要支援 2		313	3, 299	330		,	
		542	5, 712		171, 380		
要介護2		609	6, 418		192, 565		
要介護3		679	7, 156		,	ŕ	
<u> </u>		744	7, 841	785	235, 252	,	
<u> </u>		813	8, 569		257, 070	,	
交/1 段 0		010	1日あた	l .	30日あた		
	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	1	算定回数等
加昇 [/ / / / / / / / / / / / / / / / / /	なし	一些級	1 97 13 41		1.47.1441		7F7CH 9A T
個別機能訓練加算(I)	なし						1月につき
夜間看護体制加算	(II)	9	94	10	2, 845	285	
協力医療機関連携加算	(I)	100	_	_	1, 054		1月につき
WITTEN IN INCIDENT	(1)	72	758	76		_	死亡日以前31日以
	(I)	144	1, 517			_	上45日以下(最大 死亡日以前4日以上
看取り介護加算		680	7, 167		-	-	30日以下(最大27 死亡日以前2日又は
		1, 280	13, 491		_	_	3日(最大2日間) 死亡日
 認知症専門ケア加算	なし	,		,			
サービス提供体制強化加算	(II)	18	189	19	5, 691	570	
介護職員処遇改善加算	(I)	((介護予防)特	定施設入居者生活の	个護+加算単位数(
	なし						
	なし					l	
	なし						1月につき
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1, 264	127	37, 944	3, 795	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20	-	-	210	21	1回につき
- 退院・退所時連携加算	あり	30	316	32	9, 486	949	
退去時情報連携加算	あり	250	2, 635	264	-	-	1回につき
ADL維持等加算	なし						1月につき
科学的介護推進体制加算	あり	40	421	43	12, 648	1, 265	1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)							1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	なし						1月につき
新興感染症等施設療養費	なし						1日につき(1月1回連続 する5日間を限度)
生産性向上推進体制加算	(I)	100	-	_	1, 054	106	1月につき

(別添4) 介護保険自己負担額

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。) 自己自担分/日 自己自担分/日 自己自担分/日 自己自担分/日									
	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)	自己負担分/月 (3割負担の場合)				
要支援1	183単位/日	57,864円	5,787円	11, 573円	17, 360円				
要支援2	313単位/日	98,970円	9,897円	19, 794円	29, 691円				
要介護1	542単位/日	171, 380円	17, 138円	34, 276円	51, 414円				
要介護2	609単位/日	192, 565円	19, 257円	38, 513円	57, 770円				
要介護3	679単位/日	214,699円	21, 470円	42, 940円	64, 410円				
要介護4	744単位/日	235, 252円	23, 526円	47, 051円	70, 576円				
要介護5	813単位/日	257,070円	25, 707円	51, 414円	77, 121円				
個別機能訓練加算(I)	12単位/日	3,794円	380円	759円	1, 139円				
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20単位/月	210円	21円	42円	63円				
夜間看護体制加算(I)	18単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円				
夜間看護体制加算(Ⅱ)	9単位/日	2,845円	285円	569円	854円				
協力医療機関連携加算(I)	100単位/月	1,054円	106円	211円	317円				
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	40単位/月	421円	43円	85円	127円				
看取り介護加算(I) (死亡日以前31日以上45日以下)	72単位/日	11,383円	1,139円	2,277円	3,415円				
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	144単位/日	40,979円	4,098円	8, 196円	12, 294円				
看取り介護加算 (I) (死亡日以前2日又は3日)	680単位/日	14,334円	1,434円	2,867円	4,301円				
看取り介護加算 (I) (死亡日)	1,280単位/日	13,491円	1,350円	2,699円	4,048円				
看取り介護加算 (I) (看取り介護一人当り)	(最大7,608単位/円)	(最大80, 188円)	(最大8,019円)	(最大16,038円)	(最大24,057円)				
看取り介護加算 (II) (死亡日以前31日以上45日以下)	572単位/日	90,433円	9,044円	18, 087円	27, 130円				
看取り介護加算(II) (死亡日以前4日以上30日以下)	644単位/日	183, 269円	18, 327円	36, 654円	54, 981円				
看取り介護加算 (II) (死亡日以前2日又は3日)	1,180単位/日	24,874円	2,488円	4,975円	7,463円				
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	1,780単位/日	18,761円	1,877円	3,753円	5,629円				
看取り介護加算 (Ⅱ) (看取り介護一人当り)	(最大30,108単位/円)	(最大317, 338円)	(最大31,734円)	(最大63, 468円)	(最大95, 202円)				
認知症専門ケア加算(I)	3単位/日	948円	95円	190円	285円				
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	1,264円	127円	253円	380円				
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	6, 956円	696円	1,392円	2,087円				
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位/日	5,691円	570円	1,139円	1,708円				
サービス提供体制強化加算 (III)	6単位/日	1,897円	190円	380円	570円				
介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (IV) (V) (1) ~ (14)	(1)	((介護予隆	坊)特定施設入居者生活介護	費+加算単位数)×	12. 8%				
入居継続支援加算 (I)	36単位/日	11,383円	1,139円	2,277円	3,415円				
入居継続支援加算(Ⅱ)	22単位/日	6,956円	696円	1,392円	2,087円				
身体拘束廃止未実施減算			介護度に応じた1日の単位数	から10%減算					
生活機能向上連携加算(I)	100単位/月	1,054円	106円	211円	317円				
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位/月	2, 108円	211円	422円	633円				
若年性認知症入居者受入加算	120単位/日	37,944円	3,795円	7,589円	11,384円				
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回	210円	21円	42円	63円				
退院・退所時連携加算	30単位/日	9, 486円	949円	1,898円	2,846円				
退居時情報提供加算	250単位/回	2,635円	264円	527円	791円				
ADL維持等加算 (I)	30単位/月	316円	32円	64円	95円				
ADL維持等加算 (Ⅱ)	60単位/月	632円	64円	127円	190円				
科学的介護推進体制加算	40単位/月	421円	43円	85円	127円				
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10単位/月	105円	11円	21円	32円				
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月	52円	6円	11円	16円				
新興感染症等施設療養費 (月1回連続5日を限度)	250単位/日	2,635円	264円	527円	791円				
生産性向上推進体制加算(I)	100単位/月	1,054円	106円	211円	317円				
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	105円	11円	21円	32円				
※生活機能向上連携加管	*								

※生活機能向上連携加算 個別機能測練加算を算定している場合、 (I) は算定できず、(II) を算定する場合は100単位を算定する。 ・16月は30日で計算しています。

②要支援:要介護別介護報酬と自己負担									
介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
		64,610円	105, 716円	180, 971円	202, 157円	224, 291円	244, 844円	266, 662円	
自己負担	(1割の場合)	6, 461円	10, 572円	18,098円	20,216円	22, 430円	24, 485円	26,667円	
	(2割の場合)	12,922円	21, 144円	36, 195円	40,432円	44,859円	48,969円	53, 333円	
	(3割の場合)	19, 383円	31,715円	54, 292円	60,648円	67, 288円	73, 454円	79, 999円	

[・]本表は、サービス提供体制強化加算II、協力医療機関連携加算II、夜間看護体制加算IIを算定の場合の例です。 介護職員等処遇改善加算の加算額の自己負担分については別途必要となります。

加算・減算項目の説明 【特定施設入居者生活介護 2024年6月改訂】

◇ 入居継続支援加算(I):36単位/日 (II):22単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

- **イ 入居継続支援加算(Ⅰ)**:(1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。
- (2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の15%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - a 尿道カテーテル留置を実施している状態
 - b 在宅酸素療法を実施している状態
 - c インスリン注射を実施している状態
- (3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること。ただし、別に掲げる基準(大臣基準告示・四十二の三)のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であること。
- (4) 通所介護費等算定方法第五号および第九号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。
- **ロ 入居継続支援加算(Ⅱ)**:(1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上であること。
- (2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の5%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
 - a 尿道カテーテル留置を実施している状態
 - b 在宅酸素療法を実施している状態
 - c インスリン注射を実施している状態
- (3) イ(3)および(4)に該当するものであること。

◇ 生活機能向上連携加算 (I):100単位/月 (II):200単位/月(個別機能訓練加算算定時は100単位)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、外部との連携により、入居者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

イ生活機能向上連携加算(Ⅰ):次のいずれにも適合すること。

- (1) 指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーションまたはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。
- <u>ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)</u>:次のいずれにも適合すること。
- (1) 理学療法士等が、ホームを訪問し、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と 個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

◇ 個別機能訓練加算 (Ⅰ):12単位/日 (Ⅱ):20単位/月

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師(以下「理学療法士等」といいます。)を1名以上配置しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に加算します。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、加算します。

◇ A D L 維持等加算 (I):30単位/月 (II):60単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、以下に掲げる区分に従い、(I)(II)いずれかを加算します。

イ A D L 維持等加算(I):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象者の総数が10人以上であること。
- (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてADLを評価し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。
- (3) 評価対象者の評価対象期間開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したAD値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上であること。
- (1) イ(1)および(2)の基準に適合するものであること。
- (2) 評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。

◇ 夜間看護体制加算 (Ⅰ):18単位/日 (Ⅱ):9単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するものとして、都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合は、(I)(II)いずれかを加算します。

イ 夜間看護体制加算(1)

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- (2) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

口 夜間看護体制加算(Ⅱ)

- (1) イ(1)および(3)に該当するものであること。
- (2) 看護職員により、または病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

◇ 若年性認知症入居者受入加算 120単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとのして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、若年性認知症入居者に対してサービスを行った場合に加算します。

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

◇ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ):3単位/日 (Ⅱ):4単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが別に厚生労働大臣が定める入居者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) ホームにおける入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入居者(以下「対象者」といいます。)の占める割合が50%以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては一に当該対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) ホームの従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- **ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ):**次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) ホームにおける介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。

◇協力医療機関連携加算 (I):100単位/月 (II):40単位/月

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (Ⅰ)協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項第1号および第2号に規定する要件を満たしている場合
- (Ⅱ)(Ⅰ)以外の場合

◇ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/回

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するホームの従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに入居者の栄養 状態について確認を行い、当該入居者の栄養状態に関する情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算 します。

人員基準欠如に該当していないこと。

◇ 退院・退所時連携加算 30単位/日

病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院からホームに入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算します。30日を超える病院もしくは診療所への入院または介護老人保健施設もしくは介護医療院への入所後にホームに再び入居した場合も、同様とします。

◇ 退居時情報提供加算 250単位/回

入居者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者の同意を得て、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、入居者の照会を行った場合に、入居者1人につき1回に限り加算を算定します。

◇ 科学的介護推進体制加算 40単位/月

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対しサービスを行った場合に加算します。

- (1) 入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて介護計画を見直すなどサービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために 必要な情報を活用していること。

◇ イ 看取り介護加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(I)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員(新設)その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- (3) 看取りに関する職員研修を行っていること

◇ ロ 看取り介護加算(Ⅱ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(II)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に、(I)(II)いずれかを加算します。

- (1) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が一以上であること。
- (2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

◇ 高齢者施設等感染対策向上加算 (I):10単位/月 (II):5単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、(I)(II)いずれかを加算します。

- イ 高齢者施設等感染対策向上加算(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 指定居宅サービス等基準第191条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- (3) 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算または医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11および区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。
- □ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合に係る実地指導を受けていること。

◇ 新興感染症等施設療養費 240単位/日

ホームが、入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。

◇ 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ):100単位/月 (Ⅱ):10単位/月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、(I)(II)いずれかの加算を算定します。

イ 生産性向上推進体制加算(I):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。
- (一)業務の効率化および質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利 用者の安全およびケアの質の確保
 - (二)職員の負担の軽減および勤務状況への配慮
 - (三)介護機器の定期的な点検
 - (四)業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修
- (2) (1)の取組および介護機器の活用による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績があること。
- (3) 介護機器を複数種類活用していること。
- (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化および質の確保ならびに負担軽減について必要な検討を行い、 当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。
- (5) 事業年度ごとに(1)、(3)および(4)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。
- 口 生産性向上推進体制加算(Ⅱ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) イ(1)に適合していること。
- (2) 介護機器を活用していること。
- (3) 事業年度ごとに(2)およびイ(1)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

◇ サービス提供体制強化加算 (I):22単位/日 (II):18単位/日 (III):6単位/日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い加算します。

イサービス提供体制強化加算(Ⅰ):次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
 - ② ホームの介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- (2) 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。
- (3) 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
- **ロサービス提供体制強化加算(Ⅱ)** :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- (2) イ(3)に該当するものであること
- **ハサービス提供体制強化加算(Ⅲ)** :次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 次のいずれかに適合すること。
 - ① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
 - ② ホームの看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
 - ③ サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
- (2) イ(3)に該当するものであること

◇ 介護職員等処遇改善加算 (I):12.8% (II):12.2% (III):11% (IV):8.8%

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県等に届け出た事業所が、入居者に対し、サービスを行った場合に加算します。

◇ 人員基準欠如に該当する場合 所定単位数×70%

看護職員または介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合(人員基準欠如)は、所定単位数の70%の額を算定します。

◇ 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数×10%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

◇ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数×1%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

◇ 業務継続計画未策定減算 所定単位数×3%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。